

2023年7月26日

宗教法人 靖國神社

代表役員（宮司） 山口建史 様

連絡先住所：東京都港区西新橋1丁目21番5号 一瀬法律事務所

団体名：中国文化財返還運動を進める会

共同代表：五十嵐彰（慶應義塾大学非常勤講師）、瀨藤厚（山口大学名誉教授）

東海林次男（東京都歴史教育者協議会副会長）、藤田高景（村山首相談話の会理事長）

中国由来の文化財の返還に関する要望書（二次）

1. 石獅子（狛犬）の調査報告と話し合い

一次の要望書に対しては、「当時の経緯等に関して再度調査が必要かと思われますので、今暫く御時間を頂戴できればと存じます」という回答をいただきました（2022年7月22日付）。

日程調整の上、2023年5月18日の午前、貴社務所会議室にて、総務部長 松本聖吾 禰宜、総務課長 後藤智司 権禰宜、本会より8名が参加して話し合いが行われました。

（1）石獅子（狛犬）の調査報告について

冒頭、後藤 権禰宜が石獅子（狛犬、以下省略）についての調査報告をされました。ただし、その内容は『靖国神社百年史 資料編 中』1983年発行（以下、『百年史』）の288～290頁の要約でした。

その報告に対して、本会会員からいくつかの指摘や質問がありました。

- ・『百年史』の資料は、その発行の約50年前に書かれた、賀茂百樹「天覧の光栄に輝く狛犬」（『皇国時報』第518号1934年2月11日）を転載したものである。国家神道下に書かれたものをそのまま転載し、その内容の要約では納得できない。
- ・文中に「白石に而時代有之もの壹對調達」とだけあり、追記に「寺守の承諾を得、相当の代償を以て入手したものである」とあるが、それを裏付ける資料はあるか。ない、とのご回答。
- ・本会で調べた範囲では、当時の新聞や雑誌は、獅子石塔、石獅子、雌雄の獅子など名称は異なるが、戦利品、捕縛、鹵獲したものと位置づけている。さらに『明治二十七八年戦役 戦利品明細録 陸軍之部』（宮内公文書館蔵）には、「白石獅子 一對 山縣陸軍大将献上」と明記している。

（2）話し合いの要旨

松本 禰宜：北関大捷碑の返還については、日本軍が敗れた内容の碑を現地に建てて置くのは目障りだから持ってきたと言う来歴がわかっていたことや目立たない碑だったので、返還しても問題はありませんでした。一方、狛犬は、インターネットなどで知名度が上がっており、返還した場合、批判が起こることが予想されます。したがって、返還するとなれば世間の諒承が必要であり、また当神社は宗教法人ですが、奉賛会ははじめ様々な組織があり、そこでの論議も必要であり、さらには勅祭社として宮内庁との関係もあります。

最後に、現段階では返還するしないは言えない状態で、神社だけで決めることはできません。継続して話し合いを続けていきたいと表明され、散会。

2. 次の話し合いに向けての要望

前回の話し合いでは、石獅子に関する本会の見解は口頭で申し上げました。今回は、その時の補足を含めて、石獅子をどのように紹介しているかを時系列にまとめてみました。

(1) 「中央新聞」1895年12月15日

〈靖国神社陳列戦利品 獅子石塔〉、〈全荷車〉のキャプションがあり、それぞれの絵を掲載。

(2) 「石獅失所」(『点石齋画報』第12号 1895年末?)

(前略) 講和が成され、日本軍も退く日が近づき、日本人はこの石獅子が普通のものとは非常に違うということから、ついに**非望の心を抱く**ことになる。**ひそかに**大きな車二輛を使い、互いに繋がせ、騾馬18匹を使って一つの石獅子を引き運ぶ。(後略) ≪鄧捷「中国側の資料から見た靖国神社最古の狛犬」(本会編『中国文化財の返還 私たちの責務』2022年)≫

(3) 『風俗画報 東京名所図会』第177号 1898年11月25日

是そ廿七八年の役に遼東より**捕獲**し来たりたるものなり。当時之を引き来るには、軍役夫中より獅子運搬組といふを編成し、新に堅固なる車を造り、各庫分離して運搬せり。

(4) 『靖国神社誌』1911年 明治二十七、八年役の戦利品なり。

(5) 田山花袋『東京の三十年』1917年 博文館

明治二十年頃 その頃はまだあの支那から**鹵獲した雌雄の獅子**などはなかった、
九段の公園 日清戦役に**海城で鹵獲した雌雄の獅子**の奉納された時も知っている。

(6) 侍従武官府『明治二十七八年戦役 戦利品明細録 陸軍之部』1920年(宮内公文書館蔵)

茲ニ四門及壁上ノ石額ヲ穿取シ本邦ニ穿取シ本邦ニ輸送シ以テ征清ノ紀念ト為ス

内 譯 額面書スル所ノ文字

一 來遠門及満字 北門 (四行省略)

一 白石獅子 一對 山縣陸軍大将献上 *縦書き

(7) 賀茂百樹「天覧の光榮に輝く狛犬」(『皇国時報』第518号 1934年2月11日)

〈前略〉見形り宜しもの壹つ外に白石に而時代有之もの壹對**調達**之上去る十日營口へ向け
運送取計ひ申候付同所より海運に而東京大本營山縣大将閣下宛に出仕申候〈後略〉

(追記)

二、社誌にこの狛犬を以て二十七八年役の戦利品の如く記されてあるのは誤りである。

奥中将の斡旋により寺守の承諾を得、相当の代償を以て入手したものである。

(8) 『靖国神社百年史 資料編 中』1983年11月30日 288~290頁

前回の話し合いで指摘したように(7)をそのまま転載。

これ等の資史料からは、石獅子は日本が戦場とした街・海城からの戦利品として山縣有朋陸軍大将が明治天皇に献上し、その上で、天皇から陸軍海軍管轄下の貴神社に下賜されたものであると位置づけられます。戦利品であり、(7)の追記 二の内容を裏付ける資料は、前回の話し合いではないとのことでした。

時代は変わり、貴神社は独立した宗教法人です。石獅子の返還に関しては、石獅子の知名度がある、なしに関わらず、政教分離の原則に基づき、貴神社が判断できることです。略奪した異国の文化財(瑕疵文化財)が貴社に存在していることは、私たちは決して好ましいこととは思いませんが、どのようにお考えでしょうか。

この件についてのご回答を話し合いの席でお願い致します。本会としては10月末日までに日程調整ができ、話し合いができることを望んでおります。よろしくお願い申し上げます。